

上尾市産業振興会議条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上尾市長

富山 稔

上尾市条例第14号

上尾市産業振興会議条例

(設置)

第1条 市内産業の発展が、地域経済の活性化及び産業競争力の強化並びに新たなまちの魅力の創出に寄与することに鑑み、市民、事業者、産業関連団体及び市が一体となって産業振興のための施策を推進するため、上尾市産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 産業振興会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 産業振興に関する基本的施策に関すること。
- (2) 産業振興に関する計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、産業振興の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 産業振興会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 商業、工業、農業、観光その他の産業に関する事業又は業務に従事している者
- (3) 金融機関を代表する者
- (4) 産業を支援する機関を代表する者
- (5) 市民で構成される団体を代表する者
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 産業振興会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、産業振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 産業振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 産業振興会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 産業振興会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 産業振興会議の庶務は、環境経済部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、産業振興会議の運営に関し必要な事項は、産業振興会議が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第37号の2の次に次の1号を加える。

(37)の3 産業振興会議委員

別表 37 の 2 の項の次に次のように加える。

37	産業振興会議	
の3	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円